

市役所での手続き  
チェックリスト

市役所での手続き

市役所以外での  
主な手続き一覧

委任状

法定相続情報  
証明制度

相続登記は  
お済みですか？

2023年度

# おくやみ ハンドブック

## 長野市

このたびは、謹んでお悔やみ申し上げます。  
今後、亡くなられた方に関するさまざまな手続きが必要となります。  
このハンドブックは、主に市役所での一般的な手続きをご案内して  
いますので、ご活用ください。

### くらしの手続きガイド

くらしの手続きガイドも併せてご利用ください。  
いくつかの質問に答えることで必要な手続きをご案内する  
Webサービスです。  
<https://ttzk.graffer.jp/city-nagano/okuyami>



広告に関するお問い合わせ先：株式会社ジチタイアド 電話092-716-1401(代表)



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2023年8月発行

発行：長野市 編集・デザイン：株式会社ジチタイアド

※当冊子の著作権を侵害する行為（SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等）は法律で禁じられています

# 市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら「済」の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	済	担当課	参照ページ
住民登録	世帯主である	●世帯主の変更届	<input type="checkbox"/>	市民窓口課 電話026-224-7949	3
	印鑑登録をしている	●印鑑手帳の返還	<input type="checkbox"/>	市民窓口課 電話026-224-7238	3
	マイナンバーカードまたは通知カード、住民基本台帳カードを持っている	●マイナンバーカードの返納 ●通知カードの返納 ●住民基本台帳カードの返納	<input type="checkbox"/>	市民窓口課 電話026-224-8380	3
年金	国民年金を受給している	●年金受給権者死亡届及び未支給年金請求 ●遺族基礎年金請求	<input type="checkbox"/>	国民年金室 電話026-224-5026 日本年金機構長野南年金事務所 電話026-227-1284 日本年金機構長野北年金事務所 電話026-244-4100	3
	国民年金に加入している	●遺族基礎年金の請求 ●寡婦年金の請求 ●死亡一時金の請求	<input type="checkbox"/>	国民年金室 電話026-224-5026 日本年金機構長野南年金事務所 電話026-227-1284 日本年金機構長野北年金事務所 電話026-244-4100	4
保険	国民健康保険に加入している	●各種証の返納 ●葬祭費の支給申請 ●高額療養費等の申請および振込口座の変更	<input type="checkbox"/>	国保・高齢者医療課 電話026-224-5025	4
	後期高齢者医療保険に加入している	●各種証の返納 ●葬祭費の支給申請 ●誓約書兼還付金及び給付費振込口座届 (亡くなられた方と相続人の住所が異なる場合) ●送付先変更申請書	<input type="checkbox"/>	国保・高齢者医療課 電話026-224-5025	5
介護保険	65歳以上または介護認定を受けている	●誓約書兼還付金及び給付費振込口座届 ●介護保険被保険者証等の返還	<input type="checkbox"/>	介護保険課 電話026-224-7991	5
税金	所得(事業、年金、給与等)があった、または市・県民税を納税している	●相続人代表者指定届	<input type="checkbox"/>	市民税課 電話026-224-8507	5
	原動機付自転車(125cc以下)または小型特殊自動車を所有している	(同居のご家族へ名義変更する場合) ●名義変更 (車両を手放す場合) ●廃車手続き (同居のご家族以外へ譲渡する場合) ●廃車及び新所有者の新規登録	<input type="checkbox"/>	市民税課 電話026-224-5017	6
	固定資産を所有している	●相続人代表者届出書兼現所有者申告書 ●未登記家屋所有者変更届	<input type="checkbox"/>	資産税課 電話026-224-5018	6
	市税(市県民税・固定資産税・軽自動車税)を口座振替で納めている	●口座振替停止手続き ●口座振替変更手続き(希望される場合)	<input type="checkbox"/>	収納課 電話026-224-5019	6
障がい	次のいずれかを所有している 身体障害者手帳、療育手帳、 精神保健福祉手帳	●身体障害者手帳の返還 ●療育手帳の返還 ●精神保健福祉手帳の返還	<input type="checkbox"/>	障害福祉課 電話026-224-5030	7
	次のいずれかを受給している 特別障害者手当、障害児福祉手当	●資格喪失届	<input type="checkbox"/>	障害福祉課 電話026-224-5030	7
	特別児童扶養手当の受給者または支給対象児童である	(特別児童扶養手当を受給している方が亡くなった場合) ●資格喪失届、未支払請求 (特別児童扶養手当を受給している方が亡くなった場合) ●新規認定請求 (特別児童扶養手当支給対象のお子さまが亡くなった場合) ●資格喪失届	<input type="checkbox"/>	障害福祉課 電話026-224-5030	7
	障害福祉サービスを受けている	●障害福祉サービス等受給者証の返還	<input type="checkbox"/>	障害福祉課 電話026-224-5030	8

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
こども	児童手当の受給者または支給対象児童である	〈児童手当を受給している方が亡くなった場合〉 ●新規認定請求、未支払請求 〈児童手当支給対象の児童の方が亡くなった場合〉 ●お手続きは必要ありません		<input type="checkbox"/>	子育て家庭福祉課 電話026-224-5031	8
	児童扶養手当の受給者または支給対象児童である	〈児童扶養手当を受給している方が亡くなった場合〉 ●資格喪失届、未支払請求 〈亡くなった方に替わり児童を養育する場合〉 ●新規認定請求 〈児童扶養手当支給対象のお子さまが亡くなった場合〉 ●資格喪失届または改定届		<input type="checkbox"/>	子育て家庭福祉課 電話026-224-5031	8
	次の医療受給者証等を所有している 未熟児養育医療券、自立支援医療受給者証 (育成医療)、小児慢性特定疾病医療受給者証	●受給者証返還届		<input type="checkbox"/>	長野市保健所健康課 電話026-226-9963	9
	放課後子ども総合プラン(児童センター等)を利用している	〈保護者の変更が必要な場合〉●登録変更届 〈利用しなくなった場合〉●利用中止届		<input type="checkbox"/>	こども政策課 電話026-224-6796	9
	ひとり親家庭になった	●児童扶養手当の受給申請 ●福祉医療の申請		<input type="checkbox"/>	●児童扶養手当 子育て家庭福祉課 電話026-224-5031 ●福祉医療 福祉政策課 電話026-224-7829	9
福祉医療	福祉医療費受給者証を持っている	〈受給者ご本人が亡くなった場合〉 ●誓約書兼還付金及び給付費振込口座届 〈受給者ご本人または受給対象者が亡くなった場合〉 ●受給者証の返還		<input type="checkbox"/>	福祉政策課 電話026-224-7829	10
難病等	次の医療受給者証等を所有している 特定医療費(指定難病)受給者証、ウイルス 肝炎医療費受給者証、その他医療費受給者証	●受給者証返還届		<input type="checkbox"/>	長野市保健所健康課 電話026-226-9965	10
	被爆者健康手帳を所有している	●葬祭料支給申請		<input type="checkbox"/>	長野市保健所健康課 電話026-226-9965	10
くらし	水道を利用している	●閉栓または名義変更		<input type="checkbox"/>	上下水道局営業課 電話026-224-5071	10
	多量なごみの処理が必要な方			<input type="checkbox"/>	生活環境課 電話026-224-7635	11
	おでかけパスポートまたはくるるカードを持ちの方	●解約届		<input type="checkbox"/>	くるるカードセンター 電話026-232-0966	12
	緊急通報装置を設置している	●緊急通報装置返還届		<input type="checkbox"/>	●対象者が高齢者の方 地域包括ケア推進課 電話026-224-8929 ●対象者が身体障害者の方 障害福祉課 電話026-224-5030	12
	市営住宅に入居しているまたは連帯保証人になっている	〈入居権の承継をする場合〉●市営住宅入居継承承認申出書 〈退去の場合〉●市営住宅明渡届 〈同居人が亡くなられた場合〉●市営住宅転居等届 〈連帯保証人が亡くなられた場合〉●緊急連絡先届出書		<input type="checkbox"/>	住宅課 電話026-224-7427	12
	犬を飼っている	●犬の登録事項変更届		<input type="checkbox"/>	長野市保健所 食品生活衛生課 電話026-262-1212	12
	し尿くみ取りの申し込みをしている	●廃止または名義変更等		<input type="checkbox"/>	生活環境課 電話026-224-5036	13
	合併浄化槽を設置している	〈使用廃止の場合〉 ●浄化槽使用廃止届出書 〈管理者(所有者等)を変更する場合〉 ●浄化槽管理者(技術管理者)変更報告書		<input type="checkbox"/>	環境保全温暖化対策課 電話026-224-8034	13
同報無線戸別受信機を設置している	●戸別受信機の返還		<input type="checkbox"/>	危機管理防災課 電話026-224-5006	13	
森林	森林を相続した	●森林の土地の所有者届		<input type="checkbox"/>	森林いのしか対策課 電話026-224-5040	13
農地	農地を相続した	●農地法第3条の3第1項の規定による届出		<input type="checkbox"/>	農業委員会事務局 電話026-224-5060	13
市営墓地・霊園	市営墓地・霊園の利用者である	●墓地使用権継承承認申請		<input type="checkbox"/>	●一ノ段墓地・鹿道 墓地・竹房墓地 信州新町支所 電話026-262-2200 ●神井戸霊園 中条支所 電話026-268-3001	14

# 市役所での手続き

## 世帯主である

故人が世帯主で、同じ世帯に故人以外の15歳以上の方が2人以上いる場合は、世帯主変更のお手続きが必要となります。なお、死亡届出時に世帯主変更のお申出をいただいた場合は、お手続きは不要です。

手続き・  
持ち物

- 世帯主の変更届
- 窓口に来る方の本人確認書類  委任状(別世帯の方が来庁される場合)

受付窓口

市民窓口課(第一庁舎2階 総合窓口)・各支所

期限

亡くなった日から14日以内

## 印鑑登録をしている

手続き・  
持ち物

- 印鑑手帳の返還
- 故人の印鑑手帳

受付窓口

市民窓口課(第一庁舎2階 総合窓口)・各支所

期限

できるだけ速やかに

## マイナンバーカードまたは通知カード、住民基本台帳カードを持っている

相続手続きや確定申告の際にマイナンバーが必要となる場合がありますので、マイナンバーカードまたは通知カードは、相続等の手続きが終わった後に返納していただくか、各自で破棄してください。

住民基本台帳カードの返納は、返納を希望する場合のみお手続きください。

手続き・  
持ち物

- マイナンバーカードの返納
- 通知カードの返納
- 住民基本台帳カードの返納
- 故人のマイナンバーカード  故人の通知カード  故人の住民基本台帳カード

受付窓口

市民窓口課(第一庁舎2階 総合窓口)・各支所

## 国民年金を受給している

国民年金のほかに厚生年金を受給されていた場合は、日本年金機構各年金事務所でお手続きをお願いします。国民年金のほかに共済年金を受給されていた場合は、日本年金機構各年金事務所または国民年金室にお問い合わせください。

手続き・  
持ち物

### ●年金受給権者死亡届及び未支給年金請求

国民年金を受給されていた方が亡くなったときは、年金受給権者死亡届を提出する必要があります。また、未支給の年金がある場合は、亡くなった方と生計を同じくしていたご遺族の方が請求することができます。

- 故人の年金証書  請求者のマイナンバー確認書類  戸籍謄本(故人と請求者の続柄がわかるもの)
- 請求者の預金通帳またはキャッシュカード  請求者の本人確認書類

《故人と別世帯の方が請求される場合》

- 請求者の世帯全員の住民票の写し(申請書に請求者のマイナンバーを記載することで省略可能)

### ●遺族基礎年金請求

老齢基礎年金を受給している方が亡くなったとき、その方によって生計が維持されていた子のある配偶者または子がいた場合、遺族基礎年金を受け取ることができます。

※「子」とは18歳到達の年度末までの方または20歳未満で障害年金の障害等級1級もしくは2級の状態のある方が該当します。

※詳細は、事前にお問い合わせください。

受付窓口

国民年金室(第一庁舎2階 総合窓口)・各支所・各年金事務所

期限

できるだけ速やかに(時効5年)

## 国民年金に加入している

年金の手続きは故人の加入状況によって手続き内容が異なりますので、事前に年金事務所または国民年金室へお問い合わせください。

### 手続き・持ち物

#### ●遺族基礎年金の請求

国民年金に加入している人や老齢基礎年金の受給資格を満たした人が死亡した時、その人によって生計が維持されていた子のある配偶者または子が受けられます。ただし、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料を納めていない期間が全体の3分の1を超えていないことが必要です。

※「子」とは18歳到達の年度末までの方または20歳未満で障害年金の障害等級1級もしくは2級の状態のある方が該当します。

※持ち物は事前にお問い合わせください。

#### ●寡婦年金の請求

死亡日の前日において国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除期間含む)が10年以上ある夫が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受け取ることなく亡くなった場合、亡くなった夫と10年以上継続して婚姻関係にあり、死亡時にその夫に生計を維持されていた妻が、60歳から65歳になるまでの間受け取ることができる年金です。

※死亡一時金といずれかの選択になります。

※持ち物は事前にお問い合わせください。

#### ●死亡一時金の請求

国民年金第1号被保険者としての納付期間が3年以上ある方が老齢基礎年金や障害基礎年金を受け取ることなく亡くなった場合、その方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。

- 故人の基礎年金番号通知書または年金手帳
- 請求者のマイナンバー確認書類
- 戸籍謄本(故人と請求者の続柄がわかるもの)
- 請求者の預金通帳またはキャッシュカード
- 請求者の本人確認書類

《故人と別世帯の方が請求される場合》

- 請求者の世帯全員の住民票の写し(申請書に請求者のマイナンバーを記載することで省略可能)

### 受付窓口

国民年金室(第一庁舎2階 総合窓口)・各支所・各年金事務所

### 期限

できるだけ速やかに(死亡一時金は時効2年)

## 国民健康保険に加入している

### 手続き・持ち物

#### ●各種証の返納

- 故人の国民健康保険証
- 故人の限度額適用認定証(お持ちの方)
- 故人の限度額適用・標準負担額減額認定証(お持ちの方)
- 故人の特定疾病療養受療証(お持ちの方)

#### ●葬祭費の支給申請

葬祭を行った方に対して5万円が支給されます。

- 故人の国民健康保険証
  - 申請者の預金通帳またはキャッシュカード
  - 故人のマイナンバーカード
- 《申請者が親族以外の場合》

- 遺言書、死亡診断書、火葬許可証、埋葬許可証などの亡くなった方との関係が確認できる書類

郵送での受付も可能です。申請用紙のダウンロードはこちらから↓

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n104500/contents/p000325.html>

郵送先 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所 国保・高齢者医療課あて



こちらからもアクセス  
できます

#### ●高額療養費等の申請および振込口座の変更

### 受付窓口

国保・高齢者医療課(第一庁舎2階 総合窓口)・各支所

### 期限

- 各種証の返納 亡くなった日から14日以内
- 葬祭費の支給申請 葬祭を行った日の翌日から2年以内

## 後期高齢者医療保険に加入している

手続き・  
持ち物

●各種証の返納

- 故人の後期高齢者医療被保険者証  故人の限度額適用認定証(お持ちの方)
- 故人の限度額適用・標準負担額減額認定証(お持ちの方)
- 故人の特定疾病療養受療証(お持ちの方)

●葬祭費の支給申請

葬祭を行った方に対して5万円が支給されます。

- 故人の後期高齢者医療被保険者証  申請者の預金通帳またはキャッシュカード

●誓約書兼還付金及び給付費振込口座届

未還付金がある場合は、相続人代表者様名義の口座に振り込みます。なお、届出の様式は介護保険及び福祉医療費と共通です。

- 故人の後期高齢者医療被保険者証  相続人代表者の預金通帳またはキャッシュカード

〈亡くなられた方と相続人の住所が異なる場合〉●送付先変更申請書

- 故人の後期高齢者医療被保険者証

受付窓口

国保・高齢者医療課(第一庁舎2階 総合窓口)・各支所

期限

- 各種証の返納 亡くなった日から14日以内
- 葬祭費の支給申請 葬祭を行った日の翌日から2年以内

## 65歳以上または介護認定を受けている

手続き・  
持ち物

●誓約書兼還付金及び給付費振込口座届

介護保険料の還付や未給付金がある場合は、相続人代表者様名義の口座に振り込みます。なお、届出の様式は後期高齢者医療保険及び福祉医療費と共通です。

- 故人の介護保険被保険者証  相続人代表者の預金通帳またはキャッシュカード

●介護保険被保険者証等の返還

- 故人の介護保険被保険者証  故人の介護保険負担限度額認定証(お持ちの方)
- 介護保険負担割合証(お持ちの方)  社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証(お持ちの方)

受付窓口

介護保険課(第二庁舎1階)・各支所

期限

できるだけ速やかに(保険料等の還付は2年以内)

## 所得(事業、年金、給与等)があった、または市・県民税を納税している

前年中(1月～12月)に一定額以上の所得(事業、年金、給与等)があった人は、1月1日現在の居住実態に基づき市・県民税が課税され、亡くなられた方の納税義務は相続人に承継されます。

手続き・  
持ち物

●相続人代表者指定届

受付窓口

市民税課(第一庁舎3階)・各支所

期限

できるだけ速やかに



## 原動機付自転車(125cc以下)または小型特殊自動車を所有している

名義変更または廃車の手続きが必要です。なお、軽自動車税は4月1日時点の所有者に課税されます。(月割計算はありません。)

### 手続き・持ち物

〈同居のご家族へ名義変更する場合〉●名義変更

標識交付証明書  届出者の本人確認書類

〈車両を手放す場合〉●廃車手続き

標識交付証明書  ナンバープレート  届出者の本人確認書類

〈同居のご家族以外へ譲渡する場合〉●廃車及び新所有者の新規登録

《廃車手続き》標識交付証明書  ナンバープレート  届出者の本人確認書類

《新規登録》相続人からの譲渡証明書  届出者の本人確認書類  廃車申告受付書

### 受付窓口

市民税課(第一庁舎3階) ※以下の支所でも手続きできます。

篠ノ井支所・松代支所・若穂支所・川中島支所・更北支所・七二会支所・信更支所・豊野支所・戸隠支所・鬼無里支所・大岡支所・信州新町支所・中条支所

※新所有者が長野市以外にお住いの場合や、車両の主たる定置場が長野市以外の新規登録手続きについては、該当の市区町村にお問い合わせください。

### 期限

できるだけ速やかに

## 固定資産を所有している

### 手続き・持ち物

●相続人代表者届出書兼現所有者申告書

固定資産の所有者が亡くなられた場合、相続人の中からお一人代表者を選び、届出をする必要があります。ここで設定された相続人代表者は、相続登記や名義変更が完了するまで有効となります。

相続人代表者の印鑑

●未登記家屋所有者変更届

亡くなられた方が未登記の家屋を所有していた場合、その家屋について相続される方が決まりましたら、所有者の変更届が必要です。

新所有者の印鑑  遺産分割協議書等

※詳細は事前にお問い合わせください。

### 受付窓口

資産税課(第一庁舎3階)・各支所

### 期限

できるだけ速やかに

## 市税(市県民税・固定資産税・軽自動車税)を口座振替で納めている

故人名義の口座から市税の口座振替を行っていた場合は、口座振替を停止しますのでご連絡ください。納付すべき市税がある場合は、納付書をお送りします。

また、引き続きご遺族名義の口座から振替を希望される場合は、改めて口座振替の手続きが必要となります。(オンライン申請も可能です。)なお、口座振替が開始されるまでは納付書払いとなります。

### 手続き・持ち物

●口座振替停止手続き

●口座振替変更手続き(希望される場合)

新たに口座振替する方の預金通帳またはキャッシュカード  口座の届出印

故人の市税通知書または納付書(直近年度のもの)

※口座振替のオンライン申請はこちらから↓

こちらからもアクセスできます →

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n063000/contents/p000488.html>



### 受付窓口

収納課(第一庁舎3階)・各支所

### 期限

できるだけ速やかに

## 次のいずれかを所有している 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳

### 手続き・ 持ち物

- 身体障害者手帳の返還      ●療育手帳の返還      ●精神保健福祉手帳の返還
- 故人の身体障害者手帳       故人の療育手帳       故人の精神保健福祉手帳

### 受付窓口

障害福祉課(第二庁舎1階) ※手続きによって以下の施設でも手続きできます。

- 身体障害者手帳の返還 全支所
- 療育手帳の返還  
福祉政策課篠ノ井分室・豊野支所・戸隠支所・鬼無里支所・大岡支所・信州新町支所・中条支所
- 精神保健福祉手帳の返還  
福祉政策課篠ノ井分室・長野市保健所健康課・各保健センター・信州新町支所・中条支所

### 期限

できるだけ速やかに

## 次のいずれかを受給している 特別障害者手当、障害児福祉手当

特別障害者手当または障害児福祉手当を受給されている方が亡くなったときは、資格喪失届が必要になります。亡くなった月までの未支給手当がある場合は、生計維持関係にあった同居親族の方の口座に未支給手当を振り込みます。

### 手続き・ 持ち物

- 資格喪失届
- 同居のご家族名義の預金通帳またはキャッシュカード

### 受付窓口

障害福祉課(第二庁舎1階) ※以下の施設でも手続きできます。

- 篠ノ井支所・松代支所・川中島支所・若穂支所・更北支所・七二会支所・信更支所・豊野支所・戸隠支所・鬼無里支所・大岡支所・信州新町支所・中条支所

### 期限

亡くなった日から14日以内

## 特別児童扶養手当の受給者または支給対象児童である

### 手続き・ 持ち物

- 〈特別児童扶養手当を受給している方が亡くなった場合〉●資格喪失届、未支払請求  
特別児童扶養手当を受給されている方が亡くなった場合は、喪失届が必要です。また、亡くなった月までの未支給分がある場合は、対象児童名義の口座に振り込みます。
- 特別児童扶養手当証書       対象児童名義の預金通帳またはキャッシュカード
- 〈特別児童扶養手当を受給している方が亡くなった場合〉●新規認定請求  
特別児童扶養手当を受給されている方がお亡くなりになり、従前の受給者の配偶者の方が引き続き対象児童のお子さまを監護する場合は、新たに認定請求をする必要があります。
- ※詳細は、事前にお問い合わせください。
- 〈特別児童扶養手当支給対象のお子さまが亡くなった場合〉●資格喪失届  
特別児童扶養手当対象のお子さまがお亡くなりの場合、資格喪失届が必要です。なお、手当は亡くなられた月の分まで支給されます。
- 特別児童扶養手当証書

### 受付窓口

障害福祉課(第二庁舎1階) ※以下の支所でも手続きできます。

- 篠ノ井支所・松代支所・川中島支所・若穂支所・更北支所・七二会支所・信更支所・豊野支所・戸隠支所・鬼無里支所・大岡支所・信州新町支所・中条支所

### 期限

亡くなった日から14日以内



## 障害福祉サービスを受けている

手続き・  
持ち物

- 障害福祉サービス等受給者証の返還
- 故人の障害福祉サービス等受給者証

受付窓口

障害福祉課(第二庁舎1階)・福祉政策課篠ノ井分室

期限

できるだけ速やかに

## 児童手当の受給者または支給対象児童である

手続き・  
持ち物

〈児童手当を受給している方が亡くなった場合〉●新規認定請求、未支払請求

児童手当を受給されている方が亡くなったことにより、受給者を変更する場合は、新規請求が必要です。原則、請求日の翌月から支給となりますが、前の受給者の亡くなった日から15日以内に請求をいただくと亡くなった月の翌月から支給になります。また、亡くなった月までの未支給分がある場合は、対象児童の口座に振り込みます。

- 新しい受給者の健康保険証
- 新しい受給者名義の預金通帳またはキャッシュカード
- 対象児童名義の預金通帳またはキャッシュカード
- 窓口に来られる方の本人確認書類

〈児童手当支給対象の児童の方が亡くなった場合〉●お手続きは必要ありません

児童手当対象のお子さまがお亡くなりの場合、戸籍の死亡届が出されていれば手続きは不要です。亡くなられたお子さまの児童手当は、亡くなられた月の分まで支給されます。

受付窓口

子育て家庭福祉課(第二庁舎2階)・各支所

期限

亡くなった日から15日以内

## 児童扶養手当の受給者または支給対象児童である

手続き・  
持ち物

〈児童扶養手当を受給している方が亡くなった場合〉●資格喪失届、未支払請求

児童扶養手当を受給されている方が亡くなった場合、資格喪失届が必要です。また亡くなった月までの未支給分がある場合は、お子さま名義の口座に振り込みますので、後見人の方により手続きをお願いします。

- 児童扶養手当証書
- 対象児童名義の預金通帳またはキャッシュカード
- 窓口に来られる方の本人確認書類

〈亡くなった方に替わり児童を養育する場合〉●新規認定請求

児童扶養手当の受給者の方が亡くなられたことにより、対象のお子さまを養育する方が引き続き児童扶養手当を受給する場合は、新規認定請求をいただく必要があります。

※詳細は、事前にお問い合わせください。

〈児童扶養手当支給対象のお子さまが亡くなった場合〉●資格喪失届または改定届

児童扶養手当対象のお子さまがお亡くなりの場合、対象のお子さまがお一人だった場合は資格喪失届、対象のお子さまが複数人だった場合は改定届がそれぞれ必要になります。なお、児童扶養手当は、亡くなられた月の分まで支給されます。

- 児童扶養手当証書
- 窓口に来られる方の本人確認書類

《亡くなったお子さまの住民票が長野市にない場合》

- お亡くなりの日がわかるもの(住民票の除票など)

受付窓口

子育て家庭福祉課(第二庁舎2階) ※以下の支所でも手続きできます。

篠ノ井支所・松代支所・川中島支所・若穂支所・更北支所・七二会支所・信更支所・豊野支所・戸隠支所・鬼無里支所・大岡支所・信州新町支所・中条支所

期限

できるだけ速やかに

## 次の医療受給者証等を所有している 未熟児養育医療券、自立支援医療受給者証(育成医療)、 小児慢性特定疾病医療受給者証

手続き・  
持ち物

●受給者証返還届

- 故人の未熟児養育医療券  故人の自立支援医療受給者証(育成医療)  
 故人の小児慢性特定疾病医療受給者証

受付窓口

長野市保健所健康課

期限

できるだけ速やかに

## 放課後子ども総合プラン(児童センター等)を利用している

手続き・  
持ち物

- 〈保護者の変更が必要な場合〉●登録変更届  
〈利用しなくなった場合〉●利用中止届

受付窓口

利用している施設

期限

できるだけ速やかに

## ひとり親家庭になった

ひとり親家庭のための支援制度についてご案内します。また、子育て家庭福祉課及び各支所では、ひとり親家庭の相談窓口や各種助成制度についての冊子をお渡ししていますので、ご希望の方はお申し出ください。

手続き・  
持ち物

●児童扶養手当の受給申請

ひとり親家庭のための支援制度の一つとして、児童扶養手当があります。この手当は、お子さまが18歳(特別児童扶養手当対象児童の方は20歳)に到達する年度末まで受給することができます。なお、遺族年金を受給される場合は、年金額によって児童扶養手当の支給額が変わります。詳しくはお問い合わせください。  
※詳細は、事前にお問い合わせください。

●福祉医療の申請

福祉医療は、医療機関などで支払った保険診療の自己負担分を支給するもので、18歳未満(高校在学中は20歳まで延長可能)の児童と児童を養育している父または母が対象になります。

- 受給対象の方の健康保険証  戸籍謄本  保護者名義の預金通帳またはキャッシュカード  
 本人確認書類  マイナンバー確認書類

受付窓口

●児童扶養手当 子育て家庭福祉課(第二庁舎2階) ※以下の支所でも手続きできます。

篠ノ井支所・松代支所・川中島支所・若穂支所・更北支所・七二会支所・信更支所・豊野支所・戸隠支所・  
鬼無里支所・大岡支所・信州新町支所・中条支所

●福祉医療 福祉政策課(第二庁舎2階)・各支所

期限

できるだけ速やかに

## 福祉医療費受給者証を持っている

手続き・  
持ち物

〈受給者ご本人が亡くなった場合〉●誓約書兼還付金及び給付費振込口座届

未給付金がある場合は、相続人代表者様名義の口座に振り込みます。なお、届出の様式は後期高齢者医療保険及び介護保険と共通です。また、お子さまを対象に受給されていた方がお亡くなりの場合で、引き続き対象のお子さまを養育する方に受給者を変更される場合は、別途手続きが必要となりますのでご相談ください。

故人の受給者証  相続人代表者名義の預金通帳またはキャッシュカード

〈受給者ご本人または受給対象者が亡くなった場合〉●受給者証の返還

故人の受給者証

受付窓口

福祉政策課(第二庁舎2階)・各支所

期限

できるだけ速やかに

## 次の医療受給者証等を所有している 特定医療費(指定難病)受給者証、ウイルス肝炎医療費受給者証、 その他医療費受給者証

手続き・  
持ち物

●受給者証返還届

故人の特定医療費(指定難病)受給者証  故人のウイルス肝炎医療費受給者証

故人のその他医療費受給者証

受付窓口

長野市保健所健康課

期限

医療費の支払い後できるだけ速やかに

## 被爆者健康手帳を所有している

手続き・  
持ち物

●葬祭料支給申請

故人の被爆者健康手帳  申請者の預金通帳またはキャッシュカード

故人が亡くなったことがわかるもの(戸籍謄本等)

故人と申請者の関係がわかるもの(戸籍謄本等)

死亡診断書または死体検案書(写し可)  各種手当証書(各種手当受給者のみ)

葬祭を行ったことが確認できる書類(会葬礼状、葬儀費用の領収書等)

受付窓口

長野市保健所健康課

期限

亡くなった日から30日以内

## 水道を利用している

閉栓または名義変更の手続きが必要となります。閉栓の場合は上下水道料金の精算も必要となります。詳しくは、お電話でお問い合わせください。

県営水道(篠ノ井・川中島・東北地区及び信更地区の一部地域)

上水道:ヴェオリア・ジェネッツ(株)川中島事務所 電話0120-971-105、026-286-1815

下水道:シーデーシー情報システム(株)長野営業所 電話026-244-3232

市営水道(上記地域以外)

上下水道共通:シーデーシー情報システム(株)長野営業所 電話026-244-3232

期限

できるだけ速やかに

## 多量なごみの処理が必要な方

遺品整理などで多量のごみが出た場合、以下の方法で処理をお願いします。

### ●各センターへ直接搬入する

可燃ごみ：ながの環境エネルギーセンター(長野市松岡二丁目27番1号 電話026-222-5301)

不燃ごみ・資源物：長野市資源再生センター(長野市松岡二丁目42番1号 電話026-221-5316)

※ながの環境エネルギーセンターと長野市資源再生センターは隣接しています。

受付時間は以下のとおりです。

	午前	午後
平日	午前8時30分～午前11時30分	午後1時～午後4時30分
土曜日	午前8時30分～午前11時30分	—

※日曜・祝祭日・年末年始(12月31日～1月3日)は受付していません。

※土曜日は大変混みあいますので、できるだけ平日の持ち込みをお願いします。

※同居者以外の方が持ち込む場合は、事前に資源再生センターへお問い合わせください。

### 手数料

品目	料金(ごみ処理手数料)
可燃ごみ	10キログラムまでごとに170円
不燃ごみ	10キログラムまでごとに180円
資源物(プラスチック製容器包装・紙・缶・ビン・ペットボトル・乾電池)	10キログラムまでごとに30円

※一部受け入れられないものがありますので、事前に長野市ホームページやごみカレンダーをご確認ください。

※透明な袋に入れるか、ひもでしばって持ちください。指定袋や粗大ごみシールは使用しないでください。

### ●長野市資源再生センターに収集を依頼する(完全予約制)

ご自宅までごみの収集にお伺いすることができます。

実施日は、毎週月曜日と水曜日(祝祭日・年末年始を除く)で、午前と午後の一軒ずつです。

収集日当日の立会いをお願いします。

予約先：資源再生センター 電話026-221-5316

### 手数料

積載量	手数料
2t車 1台相当分	26,100円
2t車 2分の1台相当分	16,600円
2t車 4分の1台相当分	11,800円

※特定家庭用機器廃棄物(リサイクル家電)は上記とは別に台数×1,500円の料金がかかります。

※お支払い方法は現金のみです。

※一部受け入れられないものがありますので、事前に長野市ホームページやごみカレンダーをご確認ください。

※可燃ごみ・不燃ごみを分別し、ご自宅の外への運び出しをお願いします。

### ●民間事業者へ依頼する

市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼することもできます。料金は長野市資源再生センターによる収集の手数料を上限としておりますが、サービス内容によっては追加料金がかかる場合があります。

料金などの詳細は、直接事業所にお問い合わせください。なお、許可業者は、長野市ホームページ等でご確認ください。



## おでかけパスポートまたはくるるカードを持ちの方

手続き・  
持ち物

●解約届

□ 故人のおでかけパスポートまたはくるるカード □ 窓口に来られる方の本人確認書類

受付窓口

くるる取扱い窓口 市民窓口課(第一庁舎2階 総合窓口)

※事前にくるる取扱い窓口にご相談ください。

※くるる取扱い窓口については、くるるカードセンター(電話026-232-0966)へお問い合わせください。

※市民窓口課では定期券の取り扱いをしておりません。

期限

できるだけ速やかに

## 緊急通報装置を設置している

緊急通報装置の利用対象者の方が亡くなった場合は、返還届の手続きをお願いします。お届け後、機器の撤去作業をいたします。

手続き・  
持ち物

●緊急通報装置返還届

受付窓口

●対象者が高齢者の方 地域包括ケア推進課(第二庁舎1階)・各支所

●対象者が身体障害者の方

障害福祉課(第二庁舎1階)または福祉政策課篠ノ井分室・豊野支所・戸隠支所・

鬼無里支所・大岡支所・信州新町支所・中条支所

期限

できるだけ速やかに

## 市営住宅に入居しているまたは連帯保証人になっている

手続き・  
持ち物

〈入居権の承継をする場合〉●市営住宅入居承継承認申出書

名義人が亡くなった場合、同居許可後の同居期間が1年以上の次の方に限り入居権の承継ができます。

・入居者名義人の配偶者 ・60歳以上の高齢者、障害者等で特に居住の安定を図る必要があるもの

〈退去の場合〉●市営住宅明渡届

故人が単身世帯だった場合などで市営住宅を退去する場合は、長野県住宅供給公社にお問い合わせください。

〈同居人が亡くなった場合〉●市営住宅転居等届

市営住宅に同居している人が、亡くなった場合も手続きが必要となります。

〈連帯保証人が亡くなった場合〉●緊急連絡先届出書

連帯保証人が亡くなった場合は、連帯保証人の代わりに緊急連絡先の届出を行ってください。

※持ち物等は、事前にお問い合わせください。

受付窓口

長野県住宅供給公社 電話026-227-2322

期限

できるだけ速やかに

## 犬を飼っている

犬を飼われていた方が亡くなった場合、犬の登録事項変更届が必要となります。手続きは、直接窓口にお越しいただく以外にもお電話・電子申請・郵送でも承ります。

郵送の場合の送付先 〒380-0928長野市若里6丁目6番1号 長野市保健所食品生活衛生課あて

手続き・  
持ち物

●犬の登録事項変更届

受付窓口

長野市保健所食品生活衛生課

期限

できるだけ速やかに

届書のダウンロードや電子申請はこちらから↓

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n107000/contents/p001104.html>

こちらからも  
アクセスできます



## し尿くみ取りの申し込みをしている

長野市では、し尿くみ取りの受付等の業務及びし尿収集運搬業務を長野市生活環境協同組合へ委託しています。廃止や名義変更、人数変更(定額制の場合)などの手続きは、長野市生活環境協同組合(電話026-232-4322)へ電話してください。

**受付窓口** 長野市生活環境協同組合 電話026-232-4322

**期限** 亡くなった日から30日以内

## 合併浄化槽を設置している

使用廃止または管理者の変更届が必要です。

**手続き・持ち物** 〈使用廃止の場合〉●浄化槽使用廃止届出書  
 浄化槽設置場所の位置図

〈管理者(所有者等)を変更する場合〉  
●浄化槽管理者(技術管理者)変更報告書

**受付窓口** 環境保全温暖化対策課(第二庁舎3階)

**期限** 亡くなった日から30日以内

## 同報無線戸別受信機を設置している

**手続き・持ち物** ●戸別受信機の返還  
 戸別受信機

**受付窓口** 危機管理防災課(第一庁舎5階)

**期限** できるだけ速やかに

## 森林を相続した

相続等によって都道府県が策定する地域森林計画の対象となっている森林の土地を取得した場合は、市区町村長への届出が義務付けられています。なお、地域森林計画については、長野県ホームページ「信州くらしのマップ」でご確認できます。

**手続き・持ち物** ●森林の土地の所有者届  
 登記事項証明書等(森林の土地を取得したことがわかるもの)

**受付窓口** 森林いのしか対策課(第二庁舎8階)  
※取得した森林の土地が長野市外の場合は、森林の土地がある市区町村へお問い合わせください。

**期限** 土地の所有者となった日から90日以内

## 農地を相続した

相続等によって農地を取得した方は、農地のある市区町村の農業委員会に届出が必要です。(郵送可)届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処される場合がありますのでご注意ください。郵送の場合の送付先 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所内 農業委員会事務局あて

**手続き・持ち物** ●農地法第3条の3第1項の規定による届出

**受付窓口** 農業委員会事務局(第二庁舎8階)・各支所  
※相続した農地が長野市外の場合は、農地がある市区町村へ届け出てください。

**期限** 所有権移転登記完了後できるだけ速やかに

届書のダウンロードはこちらから↓

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n580500/contents/p000631.html>

こちらからも  
アクセスできます



## 市営墓地・霊園の使用者である

市営墓地・霊園の使用者が亡くなった場合、使用権の承継手続きが必要となります。使用している墓地・霊園によって受付窓口が異なりますので、ご注意ください。

### 手続き・持ち物

#### ●墓地使用権承継承認申請

- 長野市墓地使用許可書  承継者の住民票の写し(世帯主の氏名及び本籍地の記載のあるもの)
- 戸籍謄本等承継者と被承継者との関係がわかるもの  承継者の本人確認書類
- 代理人選任(変更)届書(承継者が長野市外に居住している場合)

### 受付窓口

使用している墓地によって受付窓口が異なります。

- 一ノ段墓地・鹿道墓地・竹房墓地:信州新町支所
- 神井戸霊園:中条支所

### 期限

できるだけ速やかに

## 市民相談をご利用ください

相談場所:長野市消費生活センター内市民相談室(長野市新田町1485-1もんぜんぷら座4階)

駐車場:トイゴパークをご利用ください。2時間まで半額補助します。

内容	相談日時	相談時間	予約
法律相談(弁護士) ※相続などに関する法律相談	毎週火曜日及び毎月第2・第4水曜日 午後1時30分～午後3時30分	一人25分間	予約制
公証相談(公証人) ※遺言などの公正証書に関する相談	毎月第1・第3水曜日 午後1時～午後4時	一人20分間	予約制
登記相談(司法書士) ※相続登記に関する相談など	毎月第3木曜日 午後1時～午後4時	一人30分間	予約制
税務相談(税理士) ※相続税などの税に関する相談	毎月第2第・4木曜日 午後1時～午後4時	—	予約不要
手続相談(行政書士) ※官公署などに提出する書類作成に関する相談	毎月第1木曜日 午後1時～午後4時	—	予約不要

### 【法律相談・公証相談・登記相談】

完全予約制です。予約は、相談日前日(相談日の前日が休日の場合は相談日当日)の午前8時30分から消費生活センターで受け付けます。

予約は先着順で、時間の指定はできません。申込多数の場合は受付をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

予約先:消費生活センター 電話026-224-5777

### 【税務相談・手続相談】

予約不要ですので、相談日の当日午後1時から午後3時30分までに直接会場へお越しください。

ただし、税務相談の定員は14名です。定員に達した時点で受付終了となります。

## こころの相談

大切な方が亡くなったことで、不安や悩みがある方は、一人で抱え込まずにまずはご相談ください。

### こころの相談専用電話

電話 026-227-4455

受付時間 月曜日から金曜日(祝休日を除く) 午前9時30分から午後4時まで

担当 長野市保健所健康課

# 市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きの種類	主な手続き	該当	済	問い合わせ先など
市役所以外での 主な手続き一覧	生命保険	死亡保険金の請求・ 入院給付金の請求等		<input type="checkbox"/>	加入している生命保険会社
	預貯金口座	口座凍結解除手続き		<input type="checkbox"/>	各金融機関 等
	株式等	名義変更		<input type="checkbox"/>	各証券会社 等
	遺言書	検認		<input type="checkbox"/>	長野家庭裁判所 電話026-403-2038
	相続放棄・限定承認	申述		<input type="checkbox"/>	長野家庭裁判所 電話026-403-2038
	厚生年金	年金に関する手続き (遺族厚生年金の請求等)		<input type="checkbox"/>	日本年金機構長野南年金事務所 電話026-227-1284 日本年金機構長野北年金事務所 電話026-244-4100
	共済年金	年金に関する手続き (遺族共済年金の請求等)		<input type="checkbox"/>	各共済組合
	固定電話・携帯電話	契約継承・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社 等
	インターネット	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社 等
	NHK受信料	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	フリーダイヤル 電話0120-151515 有料ダイヤル 電話050-3786-5003
	電気・ガス料金等	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	領収書に記載されている会社及び営業所
	運転免許証	返納		<input type="checkbox"/>	長野中央警察署 電話026-244-0110 北信運転免許センター 電話026-292-2345
	パスポート	返納		<input type="checkbox"/>	長野地域振興局 電話026-233-5151
	クレジットカード	解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社
	不動産登記関係	土地・家屋等相続登記		<input type="checkbox"/>	長野地方法務局 電話026-235-6645
	国税関係 (相続税、所得税、消費税)	相続税・所得税・消費税申告		<input type="checkbox"/>	長野税務署 電話026-234-0111
	国債を所有していた方	記名変更・償還金受領		<input type="checkbox"/>	償還金支払場所または証券保険証書に記載の 郵便局
	普通自動車・小型二輪 (250cc超)・軽二輪 (126~250cc)を 所有していた方	名義変更または廃車手続き		<input type="checkbox"/>	北陸信越運輸局長野運輸支局 電話050-5540-2042
	軽自動車を所有して いた方	名義変更または廃車手続き		<input type="checkbox"/>	軽自動車検査協会長野事務所 電話050-3816-1854
墓地・霊園を使用 してる方(長野市営以外)	使用者承継等の手続き		<input type="checkbox"/>	長野市浅川霊園 長野市開発公社 電話026-226-3272 長野市霊園・市営以外の墓地・霊園 各管理先	



# 委任状

令和 年 月 日

長野市長 あて

委任者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

〔署名または  
記名・押印〕

生年月日 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人 住所 \_\_\_\_\_

(窓口に来られる人)

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

## 記

### 1 委任事項 (故人)

\_\_\_\_\_の死亡に伴う下記の事項に関する権限

- 世帯主変更届に関する一切の権限
- 国民健康保険・後期高齢者医療保険の手続きに関する一切の権限
- 国民年金未支給年金請求に関する一切の権限
- 住民票の写し(除票)の交付申請及び受領に関する一切の権限
- 戸籍証明書(戸籍全部事項証明書・除籍謄本等)、戸籍の附票の写しの交付申請及び受領に関する一切の権限

本籍地 \_\_\_\_\_

- 私の住民票の写し、戸籍証明書(戸籍全部事項証明書、除籍謄本等)、戸籍の附票の写しの交付申請及び受領に関する一切の権限

本籍地 \_\_\_\_\_

- その他  
〔委任事項(具体的に) \_\_\_\_\_〕

※市税に関する委任状については、それぞれの担当課へお問い合わせください。

# 法定相続情報証明制度

相続人が法務局や登記所に必要な書類を提出することで、法定相続人が誰であるのかを証明できる制度です。これまででは申請先ごとに戸籍謄本の束を用意する必要がありましたが、この制度を利用して「法定相続情報一覧図」を作成することにより、**戸籍謄本一式の提出が省略可能となり、各種相続手続きが簡略化できます。**(※)



次のような場合に利用できます。

不動産の相続登記、被相続人名義の預金の払戻し、死亡保険金の請求、有価証券の口座の名義変更 など

(※)被相続人や相続人が日本国籍を有しない場合は、本制度を利用することができません。

## 手続きの流れ

### ●ステップ1 必要書類の収集(申請のために必要な書類を用意します)

- 被相続人の戸籍謄本  被相続人の住民票の除票  相続人の戸籍謄抄本
- 申出人の氏名・住所を確認することができる公的書類  
[運転免許証またはマイナンバーカードのコピー、住民票の写し など]

<法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合>

- 住民票の写し

<委任による代理人が申出の手続きをする場合>

- 委任状
- (親族が代理する場合)申出人と代理人が親族であることが分かる戸籍謄本
- (弁護士などの資格者代理人が代理する場合)資格者代理人団体所定の身分証明書の写し



この制度において、申請の代理人になれるのは法定代理人のほか、以下の専門家と親族に限られます。

- 弁護士 ○司法書士 ○税理士 ○土地家屋調査士 ○行政書士 ○社会保険労務士 ○弁理士 ○海事代理士

<被相続人の住民票の除票の取得ができない場合>

- 被相続人の戸籍の附票

### ●ステップ2 法定相続情報一覧図の作成、申出書の記入

被相続人及び戸籍の記載から判明する法定相続人の関係を一覧にした図を作成し、申出書に必要事項を記入します。法務局HPより様式・記載例のダウンロードが可能です。

### ●ステップ3 登記所へ申請 この制度は無料で利用できます。

次のいずれかの登記所へ必要書類と法定相続情報一覧図を提出し、申請をします。

- ・被相続人の本籍地(死亡時の本籍) ・申出人の住所地 ・被相続人の最後の住所地
- ・被相続人名義の不動産の所在地

●詳しい手続きは法務局HPまで

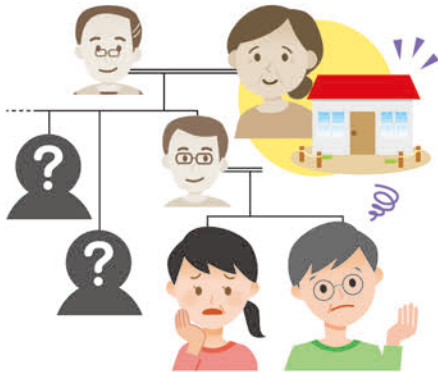
法務局HP([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000014.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html))をもとに株式会社ジチタイアドが作成

# 相続登記はお済みですか？

## そもそも相続登記って？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。

## 相続登記をしないと…？



### ❗ 手間とお金がかかる！

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となる恐れがあります。

### ❗ 不動産を任意のタイミングで処分できない！

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

など、思わぬ不利益を受けることも…。

## 令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されます。

## 相続登記の手続きの流れ

法定相続分のおりに相続したケース

※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです

相続の発生

### STEP1 必要書類の収集

申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

- ①相続が発生したこと及び相続人を特定するための証明書
  - 被相続人(死亡した方)の戸籍謄本 ●除籍謄本
  - 新たに相続人となる方の戸籍謄本 等
- ②相続人全員の住民票の写し
- ③登録免許税(通常は収入印紙で納付)
- ④委任状(代理人が申請する場合)

### STEP2 登記申請書の作成

相続人全員で申請書を作成する必要があります。  
[ 手続きを代理人ひとりに委任することも可能です。 ]  
※委任状必須

法務局HPよりダウンロードが可能です！

### STEP3 登記所へ申請

土地・建物を管轄する登記所に必要書類と登記申請書を提出し申請します。

完了

自分の権利を大切にするとともに、次世代の子どもたちのためにも「未来に繋がる不動産の相続登記」をお忘れなく！

詳しい手続きは法務省HPまで

法務省HP(<http://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html>)をもとに株式会社ジチアイドが作成

相続登記は  
お済みですか？

長野駅善光寺口より徒歩3分 **相談無料**

# 相続手続きのことはお任せください!

司法書士法人・行政書士事務所

## あい和リーガルフロンティア

司法書士と行政書士の合同事務所のため、相続について幅広いサポートを行うことができます。

また、**弁護士、税理士、不動産会社等とのネットワーク**もあり、相続時に発生する問題や、不動産売却などのお悩みまで、トータルで解決へのお手伝いをさせていただきます。

### よくある相談内容



#### 預貯金や株式等の手続



亡くなった母名義の預金口座からお金が引き出せなくなっていました。



#### 口座が凍結されたのが原因です。

払い戻しにはさまざまな書類を用意する必要があります。役所での書類取得や各種手続きはとても大変なものです。私たち専門家にご依頼いただければ、間違いがなく手間も省けます。



#### 不動産の名義変更



土地や建物が亡くなった父名義のままですが、何か問題はありますか?



#### そのままにしていると、相続関係が複雑になる恐れがあります。

名義変更や売却が困難になり、トラブルへと発展することも。早めの変更がベストです。迅速な名義変更手続きは、是非専門家へご依頼ください。



#### 相続放棄



父が亡くなった後に多額の借金があることが分かりました。私には父の借金まで払えません。



#### 相続放棄をすることで残された借金を支払わなくて済みます。

ただし、決められた短い期間内に裁判所に書類を提出しなければなりません。手続きの方法や、必要な書類の記載などについても、ご相談をお受けしています。

ご存じですか?

**令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます!**  
申請に期限が定められており、怠ると罰則(過料)の制裁を受ける可能性があります。

司法書士法人・行政書士事務所  
**あい和リーガルフロンティア**

長野事務所

〒380-0823 長野市南千歳1丁目3番3号 アレックスビル3F

様々なお悩みや疑問点にも、  
分かりやすく丁寧に対応いたします。  
お気軽にお問い合わせください。

**026-269-8777**

HPはこちら



**アレックスビル3F**  
あい和リーガルフロンティア



【受付時間】月曜～金曜 9:00～19:00 【要予約で対応可能】時間外土日祝日 【HPアドレス】 <http://souzoku.nagano-aiwa.jp>

ISO 9001 認証取得



一休さん はなおか

参拝 一休さんのはなおか

私ども「一休さんのはなおか」は、みなさまの供養のお気持ちにお応えするため、仏事全般に精通しております。おひとりおひとりの想いに寄り添える供養のカタチをご提案させていただきます。

お仏壇関連



お墓関連



ペット供養関連



その他



「一休さんのはなおか」にお任せください  
仏事にかかわる事なら全て

ご来店 特典

「こんな時どうすれば？」に 役立つガイドブックをプレゼント

お仏壇選びのこと、お墓づくりのこと、ご葬儀後にしなければならないことなど、非常に役立つガイドブックです。



参拝 一休さんのはなおか 店舗のご案内



営業時間 9:30~18:00  
定休日 毎週水曜日・毎月第1火曜日

**若槻店**  
☎026-263-1900  
長野市福田1-34-4  
Map showing location near 若槻団地, 湯谷小学校, 平安堂, 長野高田高校, 八十二銀行, 浅川, 三ツノ, フルヤ, 北谷街道, 中道.

**長野店**  
☎026-221-1930  
長野市高田1288-1  
Map showing location near MEGA, ホンダカーズ, 宮島医院, スターキのあすか, トイザラス, ススキアリーナ, 酒のたかぎ, 一七楽, 信濃川, 18号線, 長野駅.

**川中島店**  
☎026-283-1930  
長野市川中島町原465-2  
Map showing location near 1丹波島橋, 長野駅, センイレブ, パシオス, ローソン, 親平ホームエド, 千曲, 信濃川, 18号バス, ケーヨーデイツー, 南長野運動公園.



一休さんのはなおか 公式サイト

相続  
手続き

相続税  
申告

遺言  
作成

相続に関してこんなお悩みはありませんか？

- 相続が発生したが何から手をつけて良いか分からない
- 相続税申告が必要かどうか分からない
- 預貯金や株券などの名義変更、解約をしたい
- 不動産の名義変更をしたい
- 相続の手続きをする時間がない

長野市で相続に関するご相談は  
私たち「成迫会計グループ」に  
おまかせください！



税理士・行政書士 北原正明

成迫会計グループが  
皆様に選ばれる4つの理由

初回 60分  
無料相談

土日・時間外 相談対応可

安心の  
事前見積  
提示

年間初回  
相談件数 372件

2022年度 実績

相続専門チームが  
相続税申告を  
安心サポート！

お客様の声

A様

個人で行うにはとても大変な作業を、適切に案内していただき、私にもわかりやすく説明、アドバイスをいただけて、とても心強かったです。相続手続きを無事終了することができて、本当にありがとうございました。ありがとうございました。

B様

父は生前、母に全額相続すれば相続税がからないので何もなくていいな、と言っていました。しかし急逝により想像以上の財産が残ったため、二次相続を考慮したシミュレーションまで作成いただき、無事遺産分割が終了しました。また、自宅の土地に先々代時代の根抵当が付いたままとは夢にも思わず、その解除もしていただき、ありがとうございました。

成迫会計グループ



税理士法人 成迫会計事務所  
成迫行政書士法人

〒380-0922 長野市七瀬4番地5 長野朝日放送本社ビル1階



相続手続支援センター

〒380-0921 長野市栗田1597番地



まずは  
お電話ください



0120-49-1322

AM9:00~17:30  
(月~金)



# いちりん 法律事務所

弁護士が“安心・的確な相続”を  
サポートいたします

「相続」について、  
何かお困りごとはございませんか？  
弁護士は士業の中でも、  
幅広い様々な問題に対応できる  
「法律の専門家」です。  
基本的な疑問から、難解な紛争解決まで、  
なんでもお気軽にご相談ください。  
私たちが真摯に寄り添い、  
解決へとサポートいたします。

当事務所では、所属する3名の弁護士がそれぞれの強みを活かし、  
幅広い業務に対応しております。

## このようなお悩みはありませんか？

- ✓ 遺産分割は誰とどんな話をすればいいの？
- ✓ どのような遺産があるか分からない…
- ✓ 相続人がどこに何人いるか分からない
- ✓ 何から手をつけてよいか分からない…
- ✓ 遺産の分け方について希望があるのだけれど…
- ✓ 遺言書がある場合、手続はどのように進めればよいですか？
- ✓ 相続をすべきかどうかを迷っている…
- ✓ 親族と話し合う前に、相続について  
ひと通り話を聞いてみたい

## 当事務所にご相談の多い案件

- 相続** 相続手続全般、遺産分割、遺留分、  
遺言執行、相続放棄など
- その他** 交通事故、不動産関連、労働関連など

この冊子をご覧  
になった方は

初回のご相談  
**無料**です



予約の際に「長野市おくやみハンドブック」をご覧になったとお伝えください。

ご相談は予約制となっております。まずは、お電話かホームページよりご連絡ください。

## いちりん法律事務所

(長野県弁護士会所属)

弁護士 岡室 恭輔 / 弁護士 河辺 悠介  
弁護士 六川 祐介

〒380-0936 長野市中御所岡田町18-3

長野県庁近く

無料駐車場有

TEL **026-217-5231**

受付時間 9:00~17:00  
月曜日から金曜日 ※祝日を除く

時間外でも、電話応対可能な場合がございます。お気軽にお電話ください。



お問合せフォーム

# 相続のご相談は 長野まごころ相続センターに お任せ下さい。

**初回相談無料**



## こんなお悩みありませんか？



- 葬儀後、**何から**手をつけて良いのかわからない
- 相続**手順と方法**を知りたい
- **相続税**の申告は必要？かかるとしたらいくらかかるの？
- 遺産の分け方で**税金が変わる**可能性があるの？

**無料相談のご予約はこちら！**



**0120-352-678**

予約受付時間：平日9：00～18：00

長野まごころ相続センター



**長野まごころ相続センター**

運営 長野税理士法人  
長野市大字鶴賀上千歳町1121番地1 長野OSビル6階

**相続専門**

ホームページはこちら→



長野駅から**車で3分！歩いて10分！ORIONと書いてあるビルの6階**です